

平成30年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成30年7月10日(火)  
招集場所 米子市役所 401会議室  
開 会 午後1時30分  
出席農業委員 1番 足立寛隆委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員  
7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長)  
13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員  
18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員  
欠席農業委員 2番 泉新一委員 8番 木村美紀委員  
出席推進委員 大東清彦委員 影嶋六郎委員 田邊雄一委員 小林秀美委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員  
本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 池口稔委員 田中英省委員 高西早苗委員  
事務局 宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹  
傍聴人 無し  
日 程 1 農地法各条申請地現地調査  
2 会長あいさつ  
3 議事録署名委員の指名  
4 議事  
(1) 農地法各条申請審議等  
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について  
イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答  
について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時50分

議長（高西会長）

それでは、第4回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号13番の高橋委員と議席番号14番の田中委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、泉委員、木村委員です。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号17の尾高について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号17の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、耕作が困難となりました譲渡人の希望により、規模拡大意向のある譲受人が売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、170aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

17番の議案について説明いたします。本件は、尾高の田、一筆、1361平方メートルの農地について、売買を行うものです。現地につきましては委員さんにはバスの中でも説明いたしましたけども、淀江岸本線の所で〇〇よりやや南側に1キロ程上がった所の用地でございます。状況につきましては尾坂委員と現地を確認しておりますけれど、きちっと管理をされておられるようなところでございます。譲渡人は、高齢によりまして以前から近隣でどなたか譲り受けてくれる方を探しておりましたけれども、この度たまたま隣の自作地を耕作しておられる者が規模拡大のために譲り受けても良いということになり売買が成立したものでございます。許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号18の葭津について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号18の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、譲受人の耕作の利便性向上のため、譲受人が贈与で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、49aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

矢倉農業委員

18番の議案について説明いたします。本件は、葭津の畑、1筆、49平方メートルの農地について、贈与を行うものです。譲受人さんが隣地で耕作されておりますが、申請地の部分がかぼ地になっておりまして、ほ場を整備するため譲渡人と話し合いまして、この度、贈与を行うことになったものです。これによりほ場が四角の形になり、利便性が向上します。許可要件については特に問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号19の葭津について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号19の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の農地について、耕作農地への進入路確保のため、譲受人が売買で取得するものであります。取得後の経営面積は、167aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

19番の議案について説明いたします。本件は、葭津の、畑2筆、合計118平方メートルの農地について、売買を行うものです。譲受人さんは、隣地でねぎを耕作されていますが、申請地である譲渡人所有の道路沿いの農地を通らないと、進入が不便であるため、この度、双方で話し合い、譲受人さんに売買で譲ることになったものです。許可要件については問題ありませんのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号20の淀江町西原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号20の淀江町西原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、県外在住の譲渡人の農地について、親類である譲受人が、売買により農地を取得するものです。取得後の経営面積は、83aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

池口推進委員

20番の議案について説明いたします。本件は、淀江町西原の田が4筆と畑が2筆の7478平方メートルの農地について、親族間で売買を行うものです。譲渡人は県外に在住していますが、農地の管理については市内に住んでいる親族に譲り渡して管理などをしてもらえないといけない、ということで、今回、親族間で話し合いました。売買を行うことになったと伺っています。許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしくをお願いします。今は草がいっぱい生えていて、この間注意しましたが、そこを草刈ってブルーベリーを植えるそうです。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号21の上福原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号21の上福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、規模拡大のため譲受人が、売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、62aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

21番の議案について説明いたします。本件は、上福原の田、2筆の合計3749平方メートルです。場所としては〇〇がありますけども、あの近辺です。地元の推進委員の影嶋さんと現地を確認してまいりました。ここは私の同じ実行組合で私のほうから説明をさせていただきます。譲渡人さんは病気で農業ができなくなって何年か前から田んぼが荒れていたのですが、今回この譲受人さんがもうちょっと規模拡大したいということで、売買でこの度申請が出たものですから、早速荒れていた田んぼの草を刈ってきれいにしていて、譲受人さんに様子を聞いてきちんと作ってもらえますかと聞いたら、できる限りのことはさせてもらいますということでしたので、まあ問題ないと思っています。他に特に問題はありませんでしたので審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

1反あたりが〇〇円でしょ、で〇〇円超えますでしょ、田んぼで〇〇円かけて買って、どういう意図があるのかなと思って。

吉澤農業委員

買われた人がどういう意図があったかというところまでは把握してないのですが、ただまあ外から来て今荒れているやつを作るよということで、歓迎したいと思いますけどね。周辺は今1坪〇〇円ですからね、どっちかっていうとまだ安いのですよ。ただここは、道は付いているのですが水道の管は来ていない、下水の管は来ていない、電気は来ていないということでね、当分はないような所です。

議長（高西会長）

他にはご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号22の上福原、上福原2丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号22の上福原、上福原2丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、県外在住の譲渡人の所有する農地について、親類である譲受人と話し合いまして、譲受人が贈与により農地を取得するものです。取得後の経営面積は、49aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

これも同じ実行組合ですので私の方から説明させていただきます。場所はですね、さきほど〇〇と言いましたけども、これも田んぼについては〇〇の近くです。上の田んぼ2、3枚を離れたような所にあります。畑の方は譲受人さんのすぐ隣というような所です。何年前に



同じ方から田んぼと畑を譲られているのですが、今回残った所をどうにもならんということかわからんですけども贈与してきれいにというような感じです。畑につきましては家の隣ですので家庭で使う物を作っておられます。田んぼにつきましては今作ってないですけども、近所の方に管理を頼んでしておられますのでこの先も荒らすことなくいかれると思っております。特に問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号23の高島について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号23の高島について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、高齢で耕作が困難となった譲渡人の所有する農地について、親類である譲受人が、売買により農地を取得するものです。取得後の経営面積は、41aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

23番の議案について説明いたします。本件は、高島の田、3筆の合計700平方メートルの農地です。この3筆というものはもともと1筆ということでありましたが、公道によつての県の買収によつて3筆の面積になった3筆の割合です。この3筆の農地について親族

間で売買を行うものでありまして、譲渡人は高齢により耕作困難のために親類に売買で譲るものです。この親類の関係はですね、譲受人は譲渡人の奥さんの妹の旦那の関係の親類ということでありまして、私と田邊委員で現地調査をしましたところ、きちんと管理がされていたので、許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号24の大崎について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号24の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、近隣で耕作している進入路確保などの譲受人の希望により、売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、36aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願ひします。

矢倉農業委員

24番の議案について説明いたします。本件は、大崎の畑1筆、342平方メートルの農地について、売買を行うものです。譲受人は、申請地の隣で、にんじんを耕作していますが、申請地部分を進入路として、今まで通行させてもらっていましたが、今後のことを考え、双方で話し合い、規模拡大の意向もあるため、売買することとなったものです。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく

お願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは7ページ、番号6の彦名新田について審議いたします。これは10ページ議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請番号45彦名新田と関連しておりますので、併せて審議願います。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。関係者の〇〇委員の退席を求めます。

公本農業委員

それでは説明させていただきます。本来でしたら私も関係者みたいなもので、譲渡人、譲受人とも相談役になっています。バスで現地調査に行きました所で、申請者はとみまシルクファームです。今年も本社の近くにいちごハウスを2棟していたのですが、規模を広く新たな計画をということで地元の企業との連携で大規模にやっつけようかということから、今回彦名干拓地の中に大規模にいちご狩りができる所を作ろうということで、数千万円の資金調達を行ってとのこと。そして手前側の譲渡人の〇〇さんも実は彦名干拓地で3年位前に約2町5反の干拓地を県から買われて栗とオリーブ、ラッキョウを作られておられまして、いろんな将来的なことを勘案したら両者が合致したということからですねこういうようなことになってきたということです。いろいろな問題もクリアされて米川土地改良区の同意、実行組合とか、それから干拓の営農組合それから彦名地区の実行組合等々に説明をされて了解をとっておられますので転用について問題はないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

吉澤農業委員

事務局ちょっと教えてください。この農用地利用計画指定用途というのは

宅和事務局長

農振農用地につきましては用途が指定されておりまして、農地としてしか利用できない場所が原則なんです。農業用施設用地を建てたい場合には農業用施設用地ということで市のほうは用途変更をいたしまして、農業用施設用地でしたら転用許可が下りるというかたちにしたものでございます。ですから農業用施設用地に指定を市が変更しているものでございます。

森中農業委員

この施設用地は面積がこれ以上ものだったら申請せにゃいけん、以下のものだったら申請せんでもいいとか、そういった規制はないのか。

宅和事務局長

農振農用地については200㎡未満はいらぬとかそういうことにはしておりませんで、200㎡未満であっても用途変更しなければ転用ができないということになっております。

議長（高西会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。

まず4条の番号6番について採決します。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

次に5条番号45番について採決します。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

〇〇委員の着席を求めます。

続きまして、番号7の上安曇について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

#### 遠藤農業委員

7番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。大崎になっておりますけども実家が上安曇でございましてして申請地は上安曇の田となっておりますが現況は畑でございます。6、7年前まで柿の木が植わっておりまして柿の木を取って今は平地になっているところで、面積は486平方メートルです。申請者は、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地、土地改良区は該当ありません。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号8の東八幡について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

#### 森中農業委員

8番の議案について説明します。今日現地調査をしたのは5条の関係の太陽光発電の現地を調査しました。この8番の議案は4条関係で

ありまして、申請者は議案のとおりで、申請地は東八幡の田で、面積は1415平方メートルです。申請者は、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当すると思われます。現地についても田邊委員と現地調査をしましたので、転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、9ページ、番号41の古豊千について審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

41番の議案について説明します。最後に今日現地調査で見ていただいた場所でありまして、申請者は議案のとおりです。申請地は古豊千の田で、面積は2089平方メートルです。申請者は、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当すると思われます。現地についても田邊委員と現地調査をしましたので、転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号４２の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

４２番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で、面積は１１９０平方メートルです。申請人は、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が１０ヘクタール未満の農地であるため、第２種農地に該当すると思われれます。転用について問題はないと思われれますので、よろしくをお願いします。

事務局（山本主幹）

番号４２の別紙ですが、被害防除計画の放流同意の記載がございませんが、実行組合からいただいておりますのでご報告いたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

許可要件なんかで第２種農地、住宅地が連たんしている区域とか今まで提案する時にはこういう言い方がありますけども、こと太陽光についてとなった時に、周りが家で囲まれているような所は太陽光やるので、それが連たんするからいいよとかなんか無用な感じがするんだけど。法律的にはこういう書き方しかできんのだろうけども、太陽光でよく反射光で温度があがるとかどうとかあるだけでも、もうちょっと違った言い方とかできないものかなと思って、どんなもんですか。

#### 宅和事務局長

第2種農地で住宅等が連たんする区域に近接する区域内と書いておりますが、住宅が連たんする区域内にある農地という意味ではなくて、住宅が連たんする区域に近接する10ha以内の規模の農地の団地という意味でございますので、周りに家があるという訳ではございません。現にここは、周囲は田んぼ、荒れた田んぼでございます隣接に住宅が立ち並んでいるという訳ではございません。その隣接に住宅が立ち並んでいる場合であれば第3種農地ということで住宅等が連たんする区域内の農地というふうな表現をさしてもらっています。

#### 議長（高西会長）

結局、米子の農業委員会で許可じゃなく、最終的には県が許可しますので、この前も話があったと思いますが、淀江の中間の問題とそれから奥谷はいろいろ問題があって、最終的にはいろいろな苦情があった時には事務局なり地域の委員さんに苦情が上がってくると思えますけども、淀江と奥谷については、まあそれについてということではないですけども、今後県が許可したら最終的には県が責任を持って対応するというのを、念を押してそれを確認しております。それで県も、こうしてもらってそこから先は言えんとかね、ちょっとひいたような所がありますけども、最終的には県に責任を負わせるということで話しておりますが、まず問題が将来何かあれば多分事務局にそれから地域の委員さんに相談をして最終的には県に責任持って解決してもらわんといけんなあと思っておるところです。普通ですねえ、色々な所勉強さしてもらったり見さしてもらったりしていますが、大体集落全体に相談をして説明をして、そうして集落がいけない時はねえ、集落でこういうことなのでいけないと言って反対の意見書付けるっていうか、というようことでなかなかまいようにいかんという例がありまして、さっきも言われましたとおり住宅がひっついていけば気温が2度くらい上がるということですよなあ反射熱で。

それでいろいろ問題があるようでして、皆さんも良くご存じだと思いますけども新聞やですねえマスコミで取り上げて、自治体毎に独自に条例を作ったりなんかして対応しておられる所もありますわな。最終的には今吉澤さんが言われたようなことがあればですねえ、県に言って最終的には県に対応してもらおうということです。他に何か意見ありますか。

#### 森中農業委員

今の件で局長に聞きたいんだけど、賛成、不賛成に関わらず県には送付するわねえ。それについて賛成の時は地元の自治体の農業委員で賛成の分はいいけども、不賛成で送った時の後の県の審議の結果がどういうことになっているか自治体の農業委員会には来んのか。



宅和事務局長

来ます。

森中農業委員

それはやっぱり来たら報告するようにしてほしい。

宅和事務局長

今日、結果が出てからの初めての総会でございますので、本日結果を報告しようかと思っておりました。

議長（高西会長）

あのう、ここで認められたものは、県は許可します、原則として。奥谷と淀江の間については、ここでいけん和不適切と意見を付けて出しましたけん、それでないと来んでしょ。許可になれば事務局を通じて申請者には許可証を出すだろうけども、そういうことでしょ。

宅和事務局長

不許可の場合でも許可の場合でも事務局を通じて来ます。

議長（高西会長）

それは許可証はなあ。問題がある時は事前にこの間の中間、奥谷みたいに調査されたり県の方が、通常問題のないやつとはちょっとどうっていうか県も慎重にかかるんで。

宅和事務局長

米子市が不許可相当だというふうに意見を付けた場合については、そのまま県も書類だけで審査する訳ではなくて現地も見ますし米子市の農業委員会の事情聴取というのも当然した上で判断をすることになっております。

議長（高西会長）

それから今森中委員が言われた件は、全部県から連絡があるでしょ。

宅和事務局長

結果は市を通して相手に伝える事になっておりますので、許可であっても不許可であっても農業委員会の方にきます。

森中農業委員

ていうのがね、今まではね、報告の中で全て以前は文書が出て許可になったという文書があったけども、それがあのプライバシーとかいろいろあってやめましよう、口頭で報告させてほしいということで、口頭で報告があった。申請したものは全て許可になりましたよという報告があったけどこの頃無いので、それで反対のものについてもこれから今しようということだけど、まあ無かったもんだけん尋ねたということだ。

議長（高西会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号43の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

43番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で、面積は538平方メートルです。申請人は、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。な

お先ほど吉澤委員から説明がありましたように、光とかいろんな周辺の環境について心配のご指摘がございましたが、周辺すべて同意は取っておりますし、その他近辺の方から苦情等心配の声は今の所聞いておりませんので、そういう面でも問題無いと思いますのでひとつよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号44の和田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

米澤推進委員

44番の議案について説明します。現地は井田委員さんと確認をしております。申請者は議案のとおりです。申請地は和田町の畑で、和田町はですね米子の方から上和田、中和田、下和田と言っていますけど、これは大篠津に近い下和田の〇〇の裏で、面積は271平方メートルです。申請人は、市内のアパートに家族3人で生活していますが、子供も大きくなり、手狭で不便を生じるようになってきたため、実家に近い父所有の土地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号46の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

46番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の、田3筆で合計面積は2962平方メートルとなります。これは現地確認を2番目にした〇〇の下側の所でございます。申請者は、交通量の多い県道沿いで、利便性の良い場所であるため、売り上げも十分見込めるとして、コンビニエンスストアの出店を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合からの排水同意については、確認済みです。土地改良区意見書については、申請地は該当ありません。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地であります。開発許可については、伯仙地区につき、都市計画区域外ですので、不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。なお、これも先ほど申しましたように尾坂委員と現地は確認しております。

足立農業委員

貸代70万円はどちらで決めるのか。

中本農業委員

それは双方が決めますけども、私の方は直接業者の方から電話がかかってこういった条件で申請しますということが無かったものですから、こういった報告しかできません。

足立農業委員

相場かね。

中本農業委員

相場かどうかは私には解りません。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号47の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 中本農業委員

47番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の、田1筆で、面積は172平方メートルとなります。申請地は、尾高において、4月からまとまった住宅の転用のありました場所の残りの区画のものです。申請人は、近隣が住宅化の進んでいる地域につき、今後を見越して建売住宅として、建築する計画であります。隣接耕作者の同意は周辺に農地ないために不要です。実行組合からの排水同意書についてはこれは水利組合の同意は確認済であります。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地であります。開発許可については、伯仙地区につき、都市計画区域外ですので、不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（高西会長）

番号48の尾高も一緒に説明願います。

#### 中本農業委員

会長から48番も関連するのではないかということですので併せて48番の議案についても説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の、田1筆で、面積は151平方メートルとなります。申請地は、尾高において、4月からまとまった住宅の転用のありました場所の最後の区画となります。申請人は、現在、河岡で借家住まいしていますが、今後のことを考え、実家にも近く、子供のため、校区の変更もない申請地に住宅を建築しようとするものです。隣接耕作者の同意、実行組合これは水利組合からの排水同意書については確認済であります。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地であります。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

まず番号４７の尾高について採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続いて番号４８の尾高について採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続いて、番号４９の淀江町佐陀について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

４９番の議案について説明いたします。６月の総会におきまして淀江町佐陀に一般住宅２件と建売住宅が３件のまとまった議案がありました。本件はその同じ〇〇の北側に隣接する残る１区画１７４．７６平方メートルについて建築業者が建売住宅を計画しております。お手元の転用理由書に差異はありませんが全ての転用の許可条件は先月の議案の〇〇の一部ですので全く同様でございます。全てを満たしていると思われ、審議をお願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続いて、１２ページ、議案第４号をお願いいたします。  
米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求めます。  
それでは、利用権設定各筆明細について、１５ページ番号７－１から１６ページ７－６を一括して審議します。  
事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

15 ページ番号7-1 及から番号7-3は、借受人の希望による貸付です。

番号7-4は、再設定です。16 ページ番号7-5 及び番号7-6は、再設定です。

以上、番号7-1 から番号7-6は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願  
いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、19 ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号7-1 から25 ページ番号7-34までを一括して審議します。  
事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

19 ページ番号7-1 から25 ページ番号7-34まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので29件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で2件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で  
3件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号7-1 から番号7-34まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお  
願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、27ページ所有権移転各筆明細について、番号7-1から番号7-3までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

27ページ番号7-1は、畑で、親族である所有権を移転する者の希望により売買するものです。取得後の経営面積は、82aです。

番号7-2は、田で、所有権を移転する者の希望により売買するものです。取得後の経営面積は、107aです。

番号7-3は、畑です。鳥取県の所有地を一旦、鳥取県農業農村担い手育成機構が買い受けて、その後法人に売り渡す予定です。

以上、番号7-1から番号7-3は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、29ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、30ページ番号1から31ページ番号6までを一括審議します。事務局から説明してください。



事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

30 ページ番号1 から31 ページ番号6 は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。  
ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続けて32 ページ番号7 を審議します。関係者の〇〇委員の退席を求めます。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

32 ページから33 ページ番号7 の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

〇〇委員の着席を求めます。

続けて33 ページ番号8 から番号10 までを一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

33ページ番号8から番号10は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。  
ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。  
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。36ページをお願いします。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。  
次に、37ページから38ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、6件を受理しています。  
次に、39ページから40ページの農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、3件を受理しています。  
次に、41ページの非農地転用現況証明について、1件を証明しています。  
次に42ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。  
次に、43ページから44ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、2件を証明しています。  
報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

宅和事務局長

( 事 務 連 絡 )

議長 (高西会長)

これを持ちまして、第4回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時7分